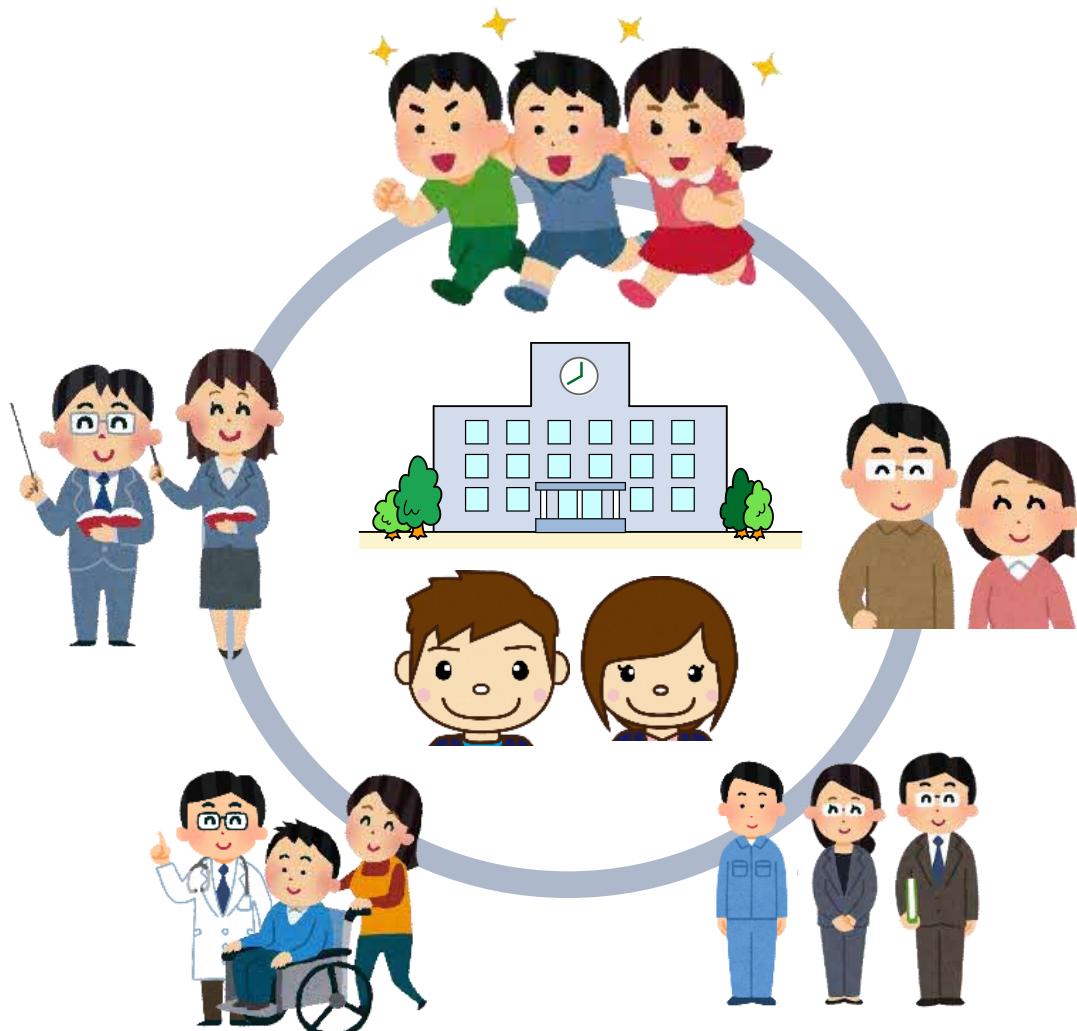


特別支援教育 コーディネーター ハンドブック



令和4年3月
島根県教育委員会

目次

1 特別支援教育コーディネーターの役割	2ページ
2 特別支援教育コーディネーターの具体的な業務	4ページ
(1) 校内の連携の推進	4ページ
① 児童生徒の実態把握	
② 校内委員会の開催	
③ 保護者との連携	
④ ケース会議の開催	
⑤ 校内研修の実施	
⑥ 個別の教育支援計画	
⑦ 個別の指導計画	
⑧ 校内支援体制の構築	
⑨ 評価と校内での引継ぎ	
⑩ 中学校卒業後に向けた進路指導	
⑪ 通常の学級担任と通級による指導担当教員や支援員等との連携	
(2) 関係機関との連携の推進	12ページ
⑫ 学校外の関係機関との連携	
⑬ 学校間等での引継ぎ、移行支援	
3 引用文献	14ページ

1 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育においては、児童生徒個々の障がいの特性、発達の状況等を踏まえた的確なアセスメントを基に、将来の自立と社会参加に向けて必要な力を育んでいくことが求められます。一人一人異なる多様な教育的ニーズに対応した適切な指導・支援を行うためには、担任のみならず、その子に関わる校内の教職員、保護者や関係者、専門機関等多様な視点からの検討、情報共有が大切です。特別支援教育コーディネーターはこれらの関係者をつなぎ、学校における特別支援教育を推進させていく役割が求められます。

特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置付けられます。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等において、学校内の関係者の連携協力、特別支援学校などの教育機関、医療・福祉機関との連携協力の推進役としての役割があります。

【特別支援教育コーディネーターの役割】

(1) 学級担任への支援

- ・ 児童生徒の様子等について学級担任等と情報共有
- ・ 児童生徒に関する情報を整理し、支援方法を検討（本人・保護者との合意形成）
- ・ 必要に応じて、本人・保護者との面談への同席
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成に関する担任への助言

(2) 校内の関係者や関係諸機関との連絡調整

- ・ 児童生徒の支援に関する校内の教職員との連絡調整
- ・ 関係諸機関との連絡調整

(3) 校内委員会や校内研修の企画・運営

- ・ 児童生徒の実態把握
- ・ 校内委員会の開催、支援方針、手立ての検討
- ・ 校内研修における情報の提供や、特別支援教育の理解啓発

(4) 保護者からの相談窓口

- ・ 保護者からの相談、問い合わせへの対応

(5) 進学先や就職先との連携・引継ぎ

- ・ 個別の教育支援計画の活用
- ・ 本人・保護者との合意形成
- ・ 必要に応じて、進学先や就職先との移行支援会議
- ・ 卒業後（就職・進学・生活）に係る関係機関との連絡調整

■ 特別支援教育コーディネーターの1年間の活動（例）

	校内	保護者	外部機関
4月	<input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターの指名 <input type="checkbox"/> 校内委員会の設置 <input type="checkbox"/> 特別支援教育年間計画の作成 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の実態把握 <input type="checkbox"/> 引継ぎ資料の確認 <input type="checkbox"/> 第1回校内委員会の開催 （学校全体の実態と支援に関する共通理解） <input type="checkbox"/> 支援を必要とする児童生徒等の共通理解 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成（年間を通して見直し、修正）	<p>児童生徒等の実態とその支援の状況把握及び就学の場の検討</p> <p>必要に応じて随時、支援会議・校内委員会の開催</p>	<input type="checkbox"/> 担任からの情報収集 <input type="checkbox"/> 必要に応じて担任の保護者面談へ同席 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画、個別の指導計画の確認
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修の実施 （障がい理解や支援方法、就学について）		<input type="checkbox"/> PTA総会での説明 （校内支援体制の説明、特別支援教育コーディネーターの紹介）
6月	<input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部入試対象者の検討		<input type="checkbox"/> 特別支援学校高等部入試対象者の検討
7月	<input type="checkbox"/> 第2回校内委員会の開催 （1学期の評価と2学期以降の支援）		<input type="checkbox"/> 担任からの情報収集 <input type="checkbox"/> 必要に応じて担任の保護者面談へ同席
8月	<input type="checkbox"/> 校内研修の実施（外部講師等の活用）		
9月			
10月			
11月			
12月	<input type="checkbox"/> 第3回校内委員会の開催 （2学期の評価と3学期の支援）		<input type="checkbox"/> 担任からの情報収集 （進路希望等の確認） <input type="checkbox"/> 必要に応じて担任の保護者面談へ同席
1月			
2月	<input type="checkbox"/> 次年度への引継ぎ情報の整理		
3月	<input type="checkbox"/> 第4回校内委員会の開催 （年間の評価と次年度に向けて） <ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度の校内体制の検討 ・ 次年度の年間計画の検討 <input type="checkbox"/> 次年度への引継ぎ <input type="checkbox"/> 中高連絡会や移行支援会議等の設定		<input type="checkbox"/> 担任からの情報収集 <input type="checkbox"/> 必要に応じて担任の保護者面談へ同席 <input type="checkbox"/> 次年度に向けた確認

※入試に関わる日程は目安であり、毎年別途設定されます。

2 特別支援教育コーディネーターの具体的な業務

特別支援教育コーディネーターの業務は大きく分けて、「(1) 校内の連携の推進」と、「(2) 関係機関との連携の推進」の2つがあります。

(1) 校内の連携の推進

① 児童生徒の実態把握

特別な支援の必要な児童生徒に適切な指導と必要な支援を行うために、児童生徒の実態把握が不可欠です。特別支援教育コーディネーターは、児童生徒の実態把握を計画的・組織的に進めていくよう、教職員の気付きを促し、情報の収集・共有を図っていくことが必要です。



- 年度当初に児童生徒の実態を把握する。(授業参観や担任との協議など)
- 担任の他、児童生徒に関わる教職員からも情報を収集し、多面的に実態を把握する。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等、引継ぎ資料を確認し、把握しておく。
- アンケートQ-1やチェックリスト等の活用を検討する。
- 特別支援学校センター的機能やスクールカウンセラーなどの外部人材の活用を検討する。
- 必要に応じて、家庭の状況について把握する。

実態把握の際に、児童生徒の様子を否定的に捉えるのではなく、児童生徒の困難さに寄り添い、よいところや強みにも目を向け、実態を把握していくことが大事です。

② 校内委員会の開催

校内委員会は、各学校の特別支援教育の推進の中心的な役割を持つものです。校内委員会を定期的に開催し、校内の特別支援教育の状況を把握するとともに、校内委員会での情報を全教職員で共通理解するようにします。



- 年度当初に管理職と相談し、校内委員会を設置する。
- 特別支援教育の年間計画を作成する(コーディネーターが中心となって立案)。
- 特別な支援の必要な児童生徒の状況を、学校全体で、早期に把握する。
- 特別な支援の必要な児童生徒への対応を協議し、学校全体で共通理解を図る。
- 担任等と協力し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に関わる。
- 外部の関係機関との連携を検討する。
- 校内委員会に外部の専門家の参加を依頼することも検討する。

校内委員会は、いつもメンバー全員が集まる必要はなく、機能的に役割を果たせるよう各学校で柔軟に対応することが必要です。職員会議、学年会などを有効に活用しましょう。

年度当初と年度末に形式的に開催するだけではなく、機能的に役割が果たせるよう、必要に応じて開催しましょう。

【ポイント：学びの場の検討】

校内委員会の重要な役割の一つとして、「学びの場」の検討があります。就学や進級、進学時に児童生徒一人一人に応じた学びの場が決定しますが、その学びの場は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更することができる事を保護者も含めた全ての関係者で共通理解しておくことが重要です。

転学以外にも、通級による指導の開始や終了、特別支援学級の入退級など、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できる学びの場を検討しなければなりません。

そのためには、日頃からの児童生徒の学校生活、家庭生活での状況や本人・保護者のニーズを丁寧に把握した上で、学びの場の検討をする必要があります。その役割を担うのが特別支援教育コーディネーターです。

担任や学年会等と連携し、児童生徒の情報を収集するとともに、必要に応じて校内委員会を開催し、学びの場の検討をしましょう。

その際に、学校だけでは検討が難しい場合は、特別支援学校センター的機能や特別支援教育支援専任教員、高校通級拠点校のインクルーシブ教育推進員など、外部人材も活用して検討していきましょう。

③ 保護者との連携

児童生徒の支援を行う上で、保護者との連携は欠かせません。家庭と学校で日常的に情報を交換しながら、教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うことは、児童生徒の成長にとって大事なことです。



特別支援教育コーディネーターは、保護者の相談の窓口になります。

- 年度当初、PTA総会等で保護者に対し、学校の特別支援教育の体制に関する説明や特別支援教育コーディネーターを相談窓口として紹介する。
- 保護者懇談に同席するなど、担任と連携し、まずは保護者の気持ちを受け止める。
- 学校や教員の考えを押しつけず、保護者と共に課題を整理し、対応を考える。
- 校内での支援や外部関係機関との連携による支援などを丁寧に説明し、保護者の理解を得る（検査の実施なども含む）。
- 児童生徒の障がいについて保護者の受容の状況や気持ちの揺れなどに配慮し、そのような気持ちを理解した上で接する。
- 児童生徒のできていること・強みを把握し、肯定的に接する。

保護者との連携は、児童生徒の成長にとって、とても重要なことです。カウンセリングマインドをもって、「傾聴」「共感」「受容」を大切に接ていきましょう。

【ポイント：「傾聴」「共感」「受容」を大切に】

保護者の障がい受容には、一定の経過があり、「ショック⇒否認⇒怒りと抑うつ⇒受容⇒再起」という過程を行ったり来たりしながら進むといわれています。保護者に完璧を求めず、辛い思いや不安な気持ちを話せる雰囲気に心がけ、まずは受け止める姿勢が大切です。（出典：「発達障がい児支援の手引き〈第二版〉」H27.3 島根県発達障がい者支援体制整備検討委員会 参考）

④ ケース会議の開催

児童生徒一人一人の教育的ニーズ（※）に応じて、支援内容を決めたり、校外の支援機関との連携を図ったりするために、児童生徒の支援に関する関係者で集まり、会議を行うことはとても大事です。担任からの開催要請に応じるだけでなく、特別支援教育コーディネーターが必要と判断したときも、実施を促していきましょう。



特別支援教育コーディネーターは、事前の連絡調整役、当日の進行などの役割が考えられます。

※ 教育的ニーズ：子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。

- 限られた時間での会議なので、事前に目的を担任等と明確にしておく。
- 必要な外部関係者について、管理職と相談し、依頼する。
- 学校の支援の方向性を共通理解しておき、児童生徒の実態や支援に関する必要な情報も事前に整理しておく。
- ケース会議での情報共有に際しては、事前に保護者に了解を得ておく（必要に応じて、本人・保護者に参加を依頼することもある）。
- 必要に応じて、校内の関係者のみでのケース会議を実施する。
- 検討の際の資料として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を有効に活用する。

⑤ 校内研修の実施

児童生徒の学習上又は生活上の困難さや教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行うためには、教職員の十分な理解が必要になります。また、担任等の関係の教職員だけではなく、全教職員が理解しておくことが大切です。



そのためにも、校内研修を計画し、全教職員が更に意識を高め、同じ方向性、考え方をもって児童生徒に接していくことが重要です。

- 年度当初、校内研修を年間計画の中に取り入れる。
- 校内の教職員のニーズを把握し、研修内容を検討する。校内委員会で検討することも考えられる。
- 研修内容は、理論的な内容に偏ることなく、具体的にイメージしやすい事例検討や、通常の学級でのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくりなど、校内の教職員が参加しやすいよう工夫する。
- まとまった時間がとりにくい場合は、職員会議後にミニ研修会を開催するなど、実施方法を工夫する。
- 講師を外部（教育センターの出前講座や要請訪問、特別支援学校のセンター的機能、発達障害者支援センター等）に依頼することも検討する。
- 国立特別支援教育総合研究所等のオンデマンド型動画の活用も検討する。

教職員の専門性の向上は特別支援教育の基盤となるものです。研修を行うことと並行して普段から児童生徒の様子や支援方法などについて、教職員間で情報交換、情報共有できる環境、雰囲気を作っていくことも大切です。

⑥ 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うための計画です。保護者や関係機関と連携する上で重要なツールとなります。

- 校内の様式もしくは文科省や教育委員会等が参考に示している様式を確認する。
- 本人・保護者の願いや思いを十分に聞き取り、作成する。
- 保護者を含め、関係機関で実態や課題を共通理解し、目標やそれぞれの役割、支援内容を明確にする。作成時に、必要に応じて支援会議等を開催することも考えられる。
- 支援機関や支援内容が変更になった場合は、その旨を速やかに記載変更する。
- 支援会議を開催するなどし、個別の教育支援計画に記載された、それぞれの立場での目標や支援内容について確認しながら、関係機関で連携した支援を行う。
- 定期的に支援内容や方法について評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

個別の教育支援計画は引継ぎの資料としても有効であり、進級時や進学時に支援を引き継ぐための情報となります。PDCAサイクルを回しながら一貫した支援をつなげていきましょう。また、合理的配慮の提供について記載し、確実に就学先・進学先へ引継ぐことが必要です。

【ポイント：個別の教育支援計画を活用した引継ぎ】

就学時、進学時や進級時の引継ぎの資料として、個別の教育支援計画を活用することはとても有効です。保護者はもちろん、校内の教職員や児童生徒が関わる関係機関（者）とも多面的・多角的な情報を共有することができます。また、情報が蓄積され、関係者で共有できるので、児童生徒の将来を見据えた支援について、よりよく考えていくことができます。

引継ぎに活用する際には、以下のことに配慮しましょう。

- ・ 本人・保護者の同意を得ておくこと。
- ・ 目的に対してどこまで達成できているか、今後の課題は何か、整理して引き継ぐこと。
- ・ 引き継いだ後、児童生徒の状況等や支援内容などに合わせて、適宜、見直しをすること。
- ・ 引継ぎ後や変更後、関係者で情報共有しておくこと。
- ・ 個人情報の取扱いについて、慎重に行うこと。

⑦ 個別の指導計画

「個別の指導計画」とは、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のことです。



児童生徒の実態把握を的確に行い、PDCAサイクルを回していくことが重要です。

- 校内の様式もしくは教育委員会等が参考に示している様式を確認する。
- 教員の観察や保護者からの情報などから実態を把握する。課題だけに目を向けるのではなく、できていることや得意なことも把握する。
- 指導内容や支援内容を明確にし、日々の授業等での支援に結びつけていく。
- 各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図や、指導の目標を明確にする。
- 目標や支援方法を、目標設定や指導内容が妥当であったかも含めて評価し、改善していく。

「個別の指導計画」を作成・活用することは、児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じて、計画的・組織的・継続的に指導を行っていく上でとても重要です。

⑧ 校内支援体制の構築

校内支援体制の構築は、校長をはじめとする管理職のリーダーシップが必要なのはもちろんですが、特別支援教育コーディネーターの役割も大きなものがあります。特別支援教育は担当者が行うものという意識ではなく、校内の全教職員が行うものという意識を浸透させることが重要です。

- 校内委員会で自校の特別支援教育の方針や計画を検討し、全ての教職員で共有する。
- 校内資源（人的資源とその役割、教室等の施設的環境など）を把握し、それを生かした校内体制を検討する。
- 具体的なケース等を想定し、校内の誰がどのように対応するか、具体的な役割分担を明確にしておく。
- 支援内容や支援方法の決定の仕組みや、その全教職員での共有方法を決めておく。
- 校内研修や職員会を効果的に活用し、校内の共通理解を図る。
- 担任が一人で抱えることがないよう、特別支援教育コーディネーターは定期的に校内の教職員の状況を把握する。

校内支援体制の構築は、特別支援教育コーディネーターだけでは難しいことも考えられます。管理職の協力を得ながら、校内委員会や学年会などを活用し、体制を作っていくましょう。また、外部の関係機関を活用し、校内支援体制づくりの助言を受けることも効果的です。

⑨ 評価と校内での引継ぎ

年度末に児童生徒への支援の評価を行い、次年度に向けて引継ぎを行うことはとても重要です。個々の児童生徒の支援の評価と引継ぎが円滑に行われるよう、担任等に働きかける必要があります。また、学校全体の特別支援教育の体制や活動を評価し引き継いでいくことは、特別支援教育コーディネーターの大切な役割です。



- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価、見直し、引継ぎの計画（場と時間の確保など）を周知する。
- 校内研修会や職員会等でも、引継ぎの必要性・重要性を教職員で共有しておく。
- 本人・保護者と、今年度の成果及び次年度に向けての希望等を確認する。
- 校内委員会において、今年度の特別支援教育の校内体制や活動、外部機関との連携の評価をし、次年度への見直しを行う。

児童生徒の情報を引き継ぎ、継続した支援を行うことは、児童生徒の成長を考える上で、とても重要なことです。しかしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画は作成したもの、支援が引き継がれていないというケースもあります。引継ぎの必要性・重要性を教職員間で共有し、効果的に引継ぎがなされるよう、校内の教職員の意識を高めることが必要です。

⑩ 中学校卒業後に向けた進路指導

中学校での進路指導では、多様な選択肢の中から、本人・保護者が主体的に進路を選択していく必要があります。そのためには、生徒の願いや障がいの状況、支援の状況などを把握した上で、丁寧に情報を提供・説明し、本人・保護者と一緒に考えていくことが必要です。本人・保護者が納得して進路選択できるようにしましょう。



- 生徒の学力ばかりに目を向けず、生徒の願いや障がいの状況等を考慮し、生徒が適切な進路を自己選択・自己決定できるよう、計画的に進路指導を行う。
- 進路指導については、生徒だけではなく、保護者とも連携を密にし、情報を共有しながら進めていく。
- 多様な進路先の情報を積極的に収集し、中学校の教員が進路先の情報を理解した上で、本人・保護者に必要な正しい情報を提供する。
- 高等学校のオープンキャンパスや特別支援学校の学校体験などの機会を積極的に活用し、本人が進学後の具体的なイメージを持てるようにする。
- 高等学校、特別支援学校、専門学校などの入試のスケジュールを確実に把握し、進路指導主事や学年主任等と連携し、計画的に進路指導を進めていく。特に特別支援学校高等部への入学に向けては、早期の対応が必要である。
- 生徒が進路を自己選択・自己決定できるような進路指導に努めつつ、生徒の自己理解や自己肯定感の高まりも目指して取り組む。

担任や進路指導主事が特別支援教育に関する進路指導についての情報を十分に把握していない場合もあります。そのときは特別支援教育コーディネーターが積極的に情報を提供し、計画的な進路指導が行われるよう進めていきましょう。

また、特別支援学校センター的機能や特別支援教育支援専任教員等を活用し、特別な支援の必要な生徒に関する進路指導の情報を得ることも有効です。

【ポイント：早期からの進路指導・進路相談の実施】

中学校卒業後の進路を考える際に、特別支援学校高等部と高等学校のどちらを選択するか、迷う場合があります。もちろん、生徒一人一人の障がいの状態や本人・保護者の希望、学力など色々な要素があり、進路決定に至るまでは容易ではありません。

しかし、その中でも一番大事なのは本人の意思です。その意思を確認し、進学希望先の情報を早期から提供し、実際に見学や体験等をして本人が納得し、主体的な形で決定することが必要です。

また、その際は本人だけではなく、保護者や関係者も含め、丁寧に進路相談を繰り返し行っていくことが必要となります。中学校生活で特別な支援が必要と判断した場合は、1年生の段階から進路相談・進路指導を実施していくことが大切です。

担任が中心となって行なっていますが、特別支援教育（特に特別支援学校）に関する相談は、特別支援教育コーディネーターも積極的に協力していくことが必要です。

【ポイント：特別支援学校高等部入学者選抜検査】

特別支援学校高等部への入学を希望する場合、高等学校の入学者選抜検査とは大きく日程に違いがあることを考慮する必要があります。その可能性がある場合には、早期（1、2年生）から特別支援学校高等部の日程を確認した上で進路相談や進路指導を行う必要があります。以下は、特別支援学校高等部入学者選抜検査の主な日程です。

- ① 7月下旬～8月初旬 高等部説明会（受検予定者が在籍する学校の教員が参加）
- ② 8月下旬～9月 就学相談会申込受付
※ 出願する学校の就学相談会への参加は必須。
- ③ 9月下旬～10月 就学相談会（受検予定者本人、担任、保護者が参加）
- ④ 1月初旬～1月中旬 入学願書受付
- ⑤ 2月初旬 入学者選抜検査

本人が特別支援学校高等部への進学について納得するためには、②の日程までに高等部見学や高等部体験を実施し、本人が実際のイメージを持つことが重要です。しかし、本人が特別支援学校を理解し、進学を納得するのには時間もかかると考えます。

校内での進路指導に困難さのある場合は、特別支援学校センター的機能や特別支援教育支援専任教員に相談するなど、関係機関と連携しましょう。

※ 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒等が、知的障がい特別支援学校の就学相談会に参加する場合、令和4年度（令和5年度知的障がい特別支援学校高等部入学者選抜）から、提出書類に主治医の診断書（提出が難しい場合、又は「知的障がい」と診断されていない場合は、市町村教育委員会の意見書）が追加されました。ゆえに、早くから進路指導を行い、必要に応じて市町村教委と連携していく必要があります。

⑪ 通常の学級担任と通級による指導担当教員や支援員等との連携

通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒の人的支援として、「通級による指導担当教員」、「特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポートティーチャー）」、「特別支援教育支援員」などがあります。それらの支援が通常の学級においても共有されることは重要で、それぞれの教員、支援員等と通常の学級担任を特別支援教育コーディネーターがつなぎ、情報共有などの連携を図っていくことが求められます。



- 定期的に支援の状況や児童生徒の変容などを確認し、校内委員会で共有するとともに、担任に必要な情報を提供する。
- 場合によっては、担任と通級による指導担当教員やにこサポ、支援員との打合せに同席したり、指導場面の見学に同席したりして、連携の促進、状況の把握をする。
- にこサポや支援員と相談窓口として積極的に関わる。

日々の情報共有は、連絡票を活用するなど、システム的に連携することも有効です。

【ポイント：校内の相談役】

特別支援教育コーディネーターは、校内における「特別支援教育の相談窓口」です。特別支援学級担任や通級による指導担当教員は、特別支援教育を初めて担当したり、校内で同じ役割の教員が少なかつたりすることで、不安や孤立感を感じることがあります。そんな時に特別支援教育コーディネーターが相談にのり、一緒に解決策を考えていくことは、とても重要なことです。必要に応じて、管理職や外部人材にも相談していきましょう。

【校内の調整役】

特別支援教育コーディネーターは、校内の特別支援教育についての状況や情報を把握しておくことが必要です。その中で、特別な支援の必要な児童生徒に関わる教職員の連携を深めるための調整をしていく役割があります。通常の学級担任と通級による指導担当教員、にこサポ、支援員などと、定期的に児童生徒の支援について共通理解を図るケース会を設定することなどが考えられます。しかし、定期的に時間をとることが難しい場合などは、特別支援教育コーディネーターが、情報伝達の橋渡し役になったり、指導や児童生徒の様子の記録を回覧するなどのシステムを整えたりすることが考えられます。

【ポイント：障がい理解教育】

特別支援教育を進めていく上で、障がいや障がい児・者に関する理解教育は重要です。特別支援教育の年間計画に位置づけるなど、計画的な実施が望まれます。その際、発達段階に応じた内容を学年会等で検討し、学校内で共有・継承していくことも有効と考えます。

（実施例）

- ・ あいサポート研修を実施（社会福祉協議会へ申請し、あいサポートを派遣）
- ・ 特別支援学校や特別支援学級との交流及び共同学習の事前学習（障がいや該当の児童生徒の理解）を実施
- ・ 障がい者週間に全校集会等で障がいについての理解教育を実施（障がい者スポーツなどを通して理解を深めるなど）

(2) 関係機関との連携の推進

⑫ 学校外の関係機関との連携

校内での支援だけでは、なかなかうまくいかないこともあると思います。そのようなときには、積極的に専門的な支援を外部の関係機関に求めていきましょう。その際に特別支援教育コーディネーターは、校内と校外の関係機関との連絡・調整をする重要な役割があります。

- 年度初めに、自校が連携している関係機関を把握する。連携マップ等を作成しておくことが望ましい。
- 関係機関の業務や役割、連絡先を確認し、「どのようなときに」、「どこと連携し」、「どのように連携するのか」を想定しておく。
- 校内研修や職員会、配布物等で、校内の教職員にも関係機関との連携について、共通理解を図っておく。
- 連携に際しては、個人情報の取扱いには特に留意し、保護者の了解の上、情報交換を行う。個別の教育支援計画を活用することが有効である。
- 保護者を含めた支援会議を開催することも効率的・効果的である。
- 学校の都合だけを押しつけることなく、各関係機関の専門性も尊重しながら、一緒に効果的な支援について考えていくようにする。

★想定される関係機関（例）

（教育）

- ・ 教育委員会特別支援教育担当課室等
- ・ 教育事務所特別支援教育担当指導主事、特別支援教育支援専任教員
- ・ 特別支援学校センター的機能（県内すべての特別支援学校で対応）
- ・ 島根県幼児教育センター幼児教育アドバイザー
- ・ インクルーシブ教育システム推進センター校（高校通級拠点校）
- ・ 県教育委員会特別支援教育課（合理的配慮アドバイザー）



（福祉）

- ・ 市町村障がい福祉担当課
- ・ 児童相談所
- ・ 相談支援事業所
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 障がい者就業・生活支援センター
- ・ 障がい福祉事業所
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 放課後等デイサービス（放課後児童クラブなども含む）



（保健）

- ・ 市町村母子保健担当課
- ・ 保健師
- ・ 市町村子育て世代包括支援センター



（労働）

- ・ 障がい者就業・生活支援センター（再掲）
- ・ 障害者職業センター
- ・ ハローワーク障害者雇用担当



（医療）

- ・ 主治医
- ・ 地域の小児科医、小児精神科医など



個々の児童生徒が関わっている関係機関と、学校として関わっている関係機関があります。事前に整理しておき、ケースに応じた関係機関と連携する必要があります。また、地域によって関係機関の状況が異なるので、どこに相談すればよいか困ったときに連絡する相談先を各学校で決めておくとスムーズに連携につながるを考えます。

(例)

- 就学前…市町村子育て世代包括支援センター、市町村母子保健担当課
- 小、中学校…教育事務所特別支援教育支援専任教員、市町村教委特別支援教育担当
- 高等学校…インクルーシブ教育システム推進センター校（高校通級拠点校）、
教育委員会特別支援教育課（合理的配慮アドバイザー）、など

⑬ 学校間等での引継ぎ、移行支援

一貫した支援は、校内だけではなく、就学時、進学時、就職時においても切れ目なく行われることが必要です。進学や就職で新しい環境になり、そこにうまく適応できないことがあります。そのようなことが起きないように、特別支援教育コーディネーターが中心となって、関係する学校や機関、企業等と連絡・調整し、中高連絡会や移行支援会議等を設定して、必要な情報が引き継がれていくようにしていかなければなりません。

- 個別の教育支援計画（個別の移行支援計画）を活用し、必要な情報を整理して引き継ぐようにする。
- 市町村などで作成している様式（特に就学前から小学校：「就学支援シート」など名称が異なる場合があります）を把握し、引継ぎに活用する。
- できる限り、顔を合わせての引継ぎや見学、体験等による児童生徒の観察ができるようくに設定する。
- 課題にはばかり目を向けず、「〇〇したら、〇〇ができる」など、具体的な支援方法などがわかるような情報の引継ぎをする。
- 前籍校等から収集した情報で、共通理解が必要な情報については、校内で個人情報の取扱いに留意した上で、情報共有しておく。
- 中学校から高等学校への引継ぎは、合格発表から入学までの短い期間で円滑に行う必要があるため、事前に準備しておく。また、中高連絡会などの機会を活用する。
- 引継ぎの必要性、有効性を保護者にも確認し、情報提供への了解を得る。

学校間等での引継ぎには、校内と校外をつなげる特別支援教育コーディネーターの役割は大きいです。日々の活動の中で、校外の関係機関と連携しておき、引継ぎの計画と連絡・調整を中心的に行いましょう。校内の先生方にも見通しをもってもらうとともに、事前に準備してもらうように努めましょう。

3 引用文献

- ・ 特別支援教育の推進について（通知）
(平成 19 年 4 月 文部科学省)
- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）
(平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会)
- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～
(平成 29 年 3 月 文部科学省)
- ・ 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
(平成 30 年 8 月 文部科学省)
- ・ 交流及び共同学習ガイド
(平成 31 年 3 月 文部科学省)
- ・ 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告
(令和 3 年 1 月 文部科学省)
- ・ しまね特別支援教育魅力化ビジョン
(令和 3 年 2 月 島根県教育委員会)
- ・ 障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
(令和 3 年 6 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)